

## 情 報

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	2
一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	3

令和6年12月10日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年12月10日
(2) 事業者の氏名又は名称	ジェイアールバス関東株式会社 (法人番号: 1011001029621) 代表者 小嶋 隆一
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都江東区塩浜2-18-13 (東京支店営業所) 東京都江東区塩浜2-18-13
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年7月2日及び令和6年7月22日、管理の委託を行っている受託事業者に法令違反の疑いがあることを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年12月10日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

栃木運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年12月10日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社朝日観光バス (法人番号: 4060001009097) 代表者 阿久津 一彦
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県日光市倉ヶ崎131-2 (本社営業所) 栃木県日光市倉ヶ崎131-2
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6) 違反行為の概要	令和6年10月15日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第2項)、(2)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 4点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年12月10日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年12月10日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社ダイキカンコー (法人番号: 4011801022194) 代表者 荒木 孝明
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都足立区保木間5-26-2-901 (本社営業所) 東京都足立区花畑7-16-12
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 60日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和6年6月11日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点 当該事業者の累積点数 6点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年12月10日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年12月10日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社協和観光（法人番号：7021001016258） 代表者 福本 寿
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県相模原市緑区寸沢嵐828-3 (東京営業所) 東京都町田市相原町4620-1
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 80日車
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項
(6) 違反行為の概要	令和6年5月7日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)事業計画の事前変更届出違反(道路運送法第15条第3項)、(2)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第38条第2項)、(3)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 8点 当該事業者の累積点数 8点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)